

1.総合支援資金

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費および一時的な貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。

＜受付・貸付対象＞

- ◆低所得者世帯であって収入の減少や失業により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆現に住居を有していること。又は住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住居の確保が見込まれること
- ◆本会が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営むことが見込まれ、償還が見込まれること
- ◆失業給付等、公的給付または公的貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと
※雇用保険受給待機期間は対象外となります

＜資金の種類＞

資金種類	貸付限度額	償還期間	貸付利子
生活支援費	月20万円以内 (単身世帯は月15万円以内) ※貸付期間は最長1年間	最大20年以内	連帯保証人を立てる場合には無利子 連帯保証人がいない場合には 据置期間経過後 年利1.5%
住宅入居費	40万円以内		
一時生活再建費	60万円以内		

＜資金の内容＞

生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

2-1.福祉資金 福祉費

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金福祉資金には、「福祉費」、「緊急小口資金」の2つがあります。

＜受付・貸付対象＞

- ◆低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯
- ◆下記「対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安」の貸付対象経費と同じ理由で貸付が必要であると見込まれる費用

＜資金の種類＞

資金種類	貸付対象経費	償還期間	貸付利子
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するため一時的に必要であると見込まれる費用	据置期間経過後 20年以内 ※対象経費により目安があります	連帯保証人を立てる場合には無利子 連帯保証人がいない場合には 据置期間経過後 年利1.5%

＜対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安＞

貸付対象経費	貸付限度額	償還期間の目安
生業を営むために必要な経費	4,600,000円以内	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間が 6ヶ月程度 1,300,000円以内 1年程度 2,200,000円以内 2年程度 4,000,000円以内 3年程度 5,800,000円以内	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	8年以内
中国残留邦人にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	10年以内
負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないときは 1,700,000円以内 ・1年を超え1年6ヶ月以内であって世帯の自立に必要なときは 2,300,000円以内	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは 1,700,000円以内 ・1年を超え1年6ヶ月以内であって世帯の自立に必要なときは 2,300,000円以内	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円以内	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の必要な経費	500,000円以内	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	3年以内

2-2. 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。
この資金のみ、連帯保証人、連帯借受人は不要です。

《受付・貸付対象》

- ◆医療費または介護費の支払により、臨時の生活費が必要なとき
- ◆給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき
- ◆火災等の被災によって一時的な生活費が必要なとき
- ◆その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき
 - ①年金・保険、公的給付等の初回支給開始までに必要な経費
 - ②休業等による収入減
 - ③滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増
 - ④事故等により損害を受けた場合による支出増（申請者の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る）
 - ⑤社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増

《資金の種類と内容》

資金種類	貸付限度額	償還期間	貸付利子
福祉資金 緊急小口資金	100,000円以内	8ヶ月以内	無利子

3. 教育支援資金

高等学校、大学、高等専門学校等の就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学の際に必要な経費「就学支度金」の2つがあります。

《受付・貸付対象》

①教育支援費

低所得者世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専門学校（専修学校専門課程）の専門課程を含む）、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費

②就学支度費

低所得者世帯に属する者が高等学校、大学、短大、専門学校及び専修学校への入学に際し必要な経費

※対象校は学校教育法に定められている学校となります。

※日本学生支援機構等奨学金、日本政策金融公庫等、他の制度利用が優先されます。

《資金の種類》

資金種類	貸付限度額	償還期間の目安	貸付利子
教育支援費	①高等学校（専修学校高等課含む） 月額35,000円以内 ②高等専門学校 月額60,000円以内 ③短期大学（専修学校専門課含む） 月額60,000円以内 ④大学 月額65,000円以内	・教育支援費のみ 修学期間の3倍以内 （貸付月数） ・教育支援費+支度費 修学期間の4倍以内 （貸付月数）	無利子
就学支度費	500,000円以内		

4. 不動産担保型 生活資金

不動産担保型生活資金は、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金を貸付けするものです

(1) 不動産担保型生活資金

資金種類	貸付要件・貸付期間	貸付限度額	備考
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。貸付期間は、借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付け限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額300,000円以内	推定相続人の中から連帯保証人を選任。 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

資金種類	貸付要件・貸付期間	貸付限度額	備考
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金。貸付期間は、借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付け限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割（集合住宅は5割） 月額は生活扶助額の1.5倍以内	連帯保証人不要。 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方